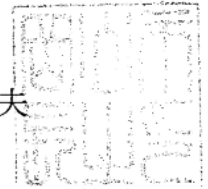


岡山市告示第 141 号

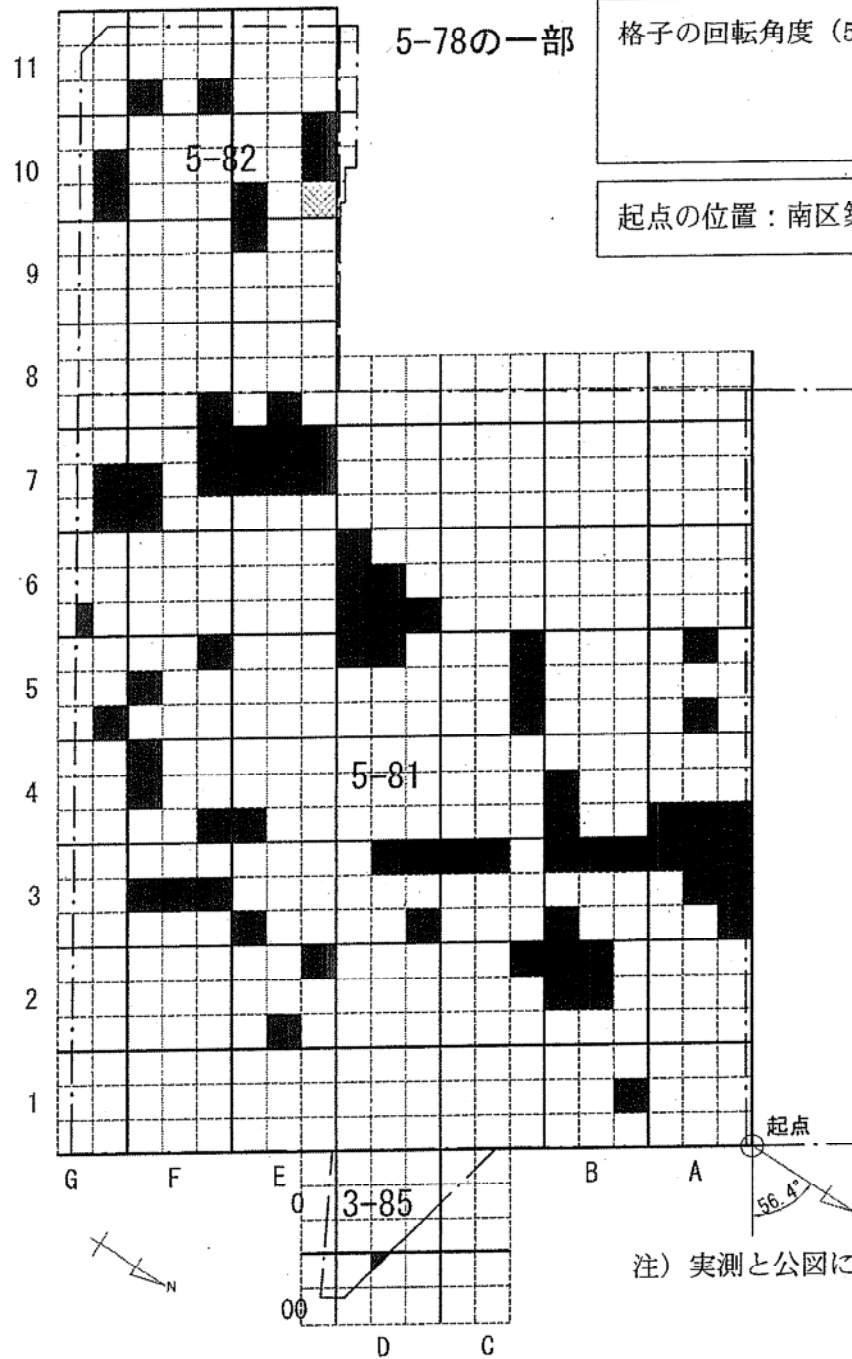
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 12 月 27 日岡山市告示第 1182 号により指定した区域についてその一部を解除する。

平成 30 年 2 月 15 日

岡山市長 大 森 雅 夫



- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
南区築港元町 5-82 の一部 （別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項
の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去





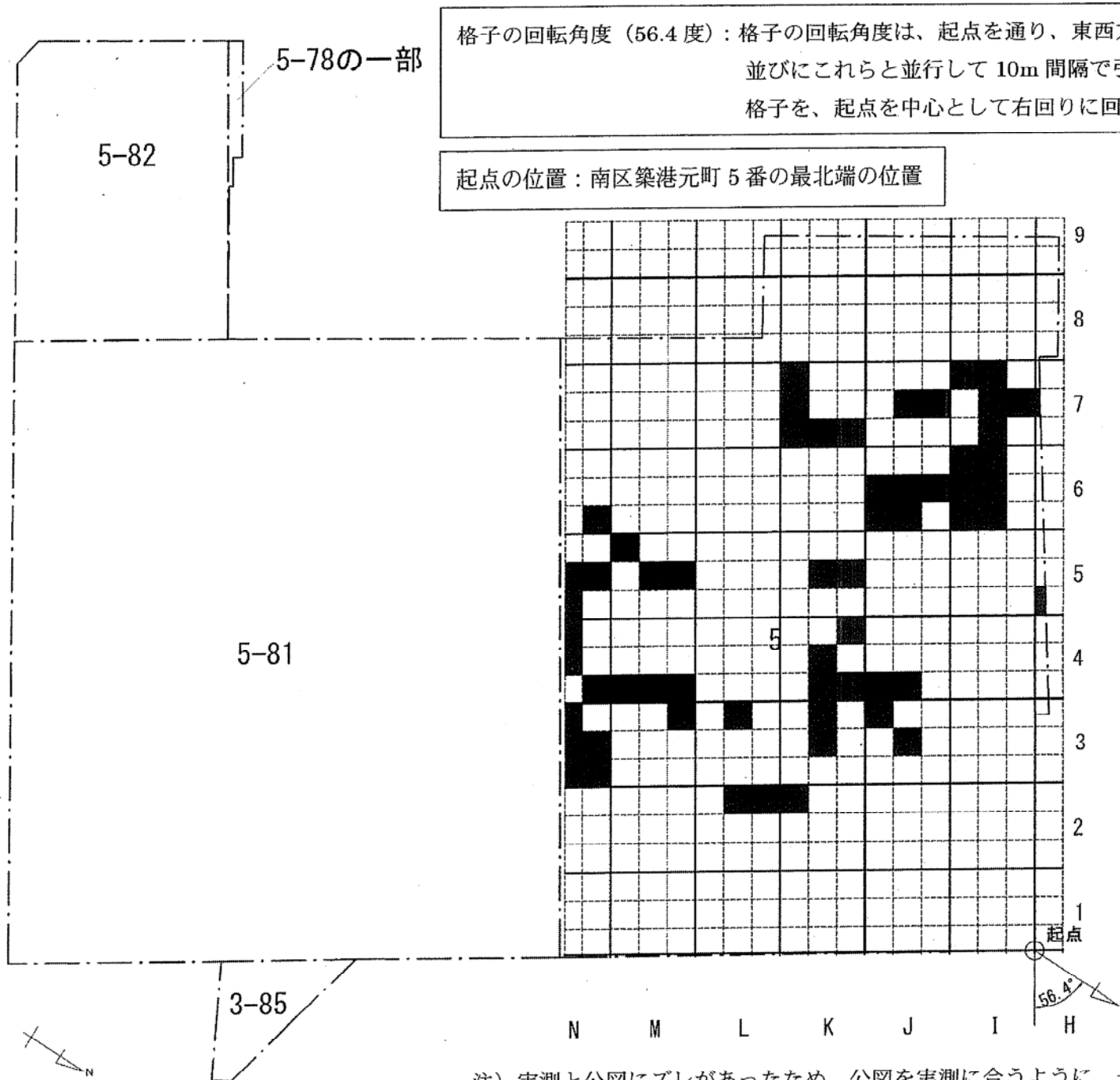
5-78の一部

格子の回転角度 (56.4 度) : 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

起点の位置 : 南区築港元町 5 番の南東端から北へ 1.50m、西へ 1.00m の位置

注) 実測と公図にズレがあったため、公図を実測に合うように、一部修正して作成。

-  今回区域指定が解除された区画 (100.0m²)
-  区域指定済の区画



格子の回転角度 (56.4 度) : 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

起点の位置 : 南区築港元町 5 番の最北端の位置

注) 実測と公図にズレがあったため、公図を実測に合うように、一部修正して作成。

■ 区域指定済の区画

